

第1章 学校給食に係る基本法令

1 学校給食の法的な位置づけ

学校給食とは、広義では学校の管理下において当該学校に在学する児童生徒に提供される食事をいい、狭義では、下記の法律に基づき、それぞれの学校に在籍する児童生徒等に対して実施される給食をいいます。

法律名	定義
学校給食法 (昭和29年法律第160号)	第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標※を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。※4 参照
夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律 (昭和31年法律第157号)	第2条 この法律で「夜間学校給食」とは、夜間において事業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校において、授業日の夕食時に、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に対し実施される給食をいう。
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律 (昭和32年法律第118号)	第2条 この法律で「学校給食」とは、特別支援学校の幼稚部又は高等部において、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいう。

2 学校給食の実施者

学校給食の実施者はその学校の設置者と定められており、学校給食が実施されるように努めなければならないとされています。

(学校給食法第4条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第3条、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条)

3 学校給食の区分

学校給食は、学校給食法施行規則第1条第2項において、次の区分に分けられています。

区分	内容
完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。
補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいう。
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食をいう。

4 学校給食の目標

学校給食は、1に示した法令等に基づき、学校教育活動の一環として実施されるものです。学校給食に携わる者は、その重要性をよく認識し、学校給食の一層の充実に努める必要があります。

学習指導要領（平成29年3月31日改訂）では、食育の推進について関連の各教科と連携しながら実施することが求められています。

<学校給食法 第2条（学校給食の目標）>

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

<学習指導要領（抜粋）>

特に、学校における食育の推進（中略）に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科【外国語活動】、及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

※【 】内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。

5 学校給食の開設、廃止、変更

学校の設置者が学校給食を開設、廃止又は変更しようとするときは、学校給食法施行令第1条の規定により、市町村立の学校にあっては直接に、私立学校にあっては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出るよう定められています。

その記載事項については、学校給食法施行規則第1条及び第2条によりそれぞれ定められています。※京都府の場合は、学校給食法施行規則第1条第6項の規定により参考様式を定めています。（巻末参考資料P165～170参照）

なお、学校給食施設は開設等にあたり、国庫補助金を受けていることから、経年により廃止等を実施することとなった場合、国への財産処分事務を適正に処理いただくようお願いいたします。

6 学校給食関係職員の定数

(1) 栄養教諭等

【栄養教諭等の定数配当基準（京都府）】

区分	完全給食を受ける児童及び生徒の数	配当数
小学校 中学校	649人以下の学校の総数	総数を4で除した数
	650人以上学校の総数	総数を1で除した数
共同調理場	2,000人以下	1
	2,001人～6,000人以下	2
	6,001人以上	3
特別支援学校	学校給食を実施する学校	1校に1人

(2) 学校給食調理員

学校給食調理員の配置数については、昭和35年12月14日付け文体給第277号「学校給食に従事する職員の定数確保および身分安定について」により、学校規模に応じて最低限必要と考えられる調理員数が基準として下記のとおり示されてきました。

なお、この基準については、その後における共同調理場の普及、施設設備の近代化、パートタイム職員の増加等により、学校給食の実情に合致しない点も出てきたため、昭和60年1月21日付け文体給第57号「学校給食業務の運営の合理化について」をもって、設置者において、地域や調理場等の状況に応じて弾力的に運用するよう指導されています。

【学校給食調理員数の基準】

児童または生徒の数	従事員の数
100人以下	1人又は2人
101人～300人	2人
301人～500人	3人
501人～900人	4人
901人～1,300人	5人
1,301人以上	6人に児童または生徒の数が500人を増すごとに1人を加えた数

注) 上記の数字は次の条件のもとに示したものである。

(1) 従事員の業務は、主として購入物資の検収、調理、配分および清掃の部面とする。

(以下略)

(3) 栄養教諭と学校栄養職員

	栄 養 教 諭	学 校 栄 養 職 員
法的な位置づけ	《学校教育法》第37条 ② 小学校には、前項に規定する者のほか・・・栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。 ⑬ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。 《学校給食法》 第7条・・・学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有するもの又は、栄養士法第二条第一項の規定による栄養士の免許を有するもので・・・	《学校教育法》第37条 ② 小学校には、前項に規定する者のほか・・・栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。 ※ 学校栄養職員の記述はなく、その他必要な職員として位置付けられている 《学校給食法》 第7条・・・学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有するもの又は、栄養士の免許を有するもので・・・
免許	栄養教諭専修免許（文部科学省） （管理栄養士免許を有する者） 栄養教諭一種免許（文部科学省） （管理栄養士免許を有する者、又は管理栄養士課程を修了し栄養士免許を有する者） 栄養教諭二種免許（文部科学省） （栄養士免許を有する者）	栄養士免許（厚生労働省）
職務に関する事項	【指導】 ① 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導について（※単独での指導が可能） ② ①以外の各教科等における食に関する指導について※栄養教諭が単独で授業を行うためには、教育職員免許法第3条の2第2項による特別非常勤講師の届け出が必要である。 ③ 食に関する健康課題のある児童生徒等へ個別的な相談及び指導（保護者からの相談への対応も含む。） ④ 食に関する指導に係る全体的な計画の策定等への参加 【管理】 ① 学校給食を教材として活用することを前提とした給食管理 ② 児童生徒の栄養状態等の把握 ③ 食に関する社会的問題等に関する情報の把握 —平成16年6月「栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」文部科学省スポーツ・青少年局・初等中等教育局長通知— —令和7年4月30日「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」文部科学省初等中等教育局通知—	【指導】 ① 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導について（※学級活動として位置付けられている給食の時間における指導を行う場合は、学級担任等とのチームティーチングにより実施可。） ② 食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談及び指導（保護者からの相談への対応も含む。） 【管理】 ① 学校給食管理 学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、物資管理、検食等、調査研究等 —「学校栄養職員の職務内容について」昭和61年3月文部省体育局通知—



「栄養教諭は単独で授業はできません」

栄養教諭は「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」（学校教育法第37条13項、中学校は第49条、特別支援学校は第82条）とされ、教諭は「児童の教育をつかさどる」（学校教育法第37条11項）とされています。教育をつかさどる教諭は、指導の計画から評価の責任者として単独で指導ができますが、栄養教諭は「学級担任や教科担当等と連携して関連教科や特別活動等において食に関する指導を行う」とされています。教育をつかさどる教諭の作成する指導計画に基づく一連の指導の一部を単独で実施することは可能ですが、栄養教諭が単独で授業を行うためには、教育免許法第3条の2第2項「特別非常勤講師の届け出」が必要です。

「『文部科学省 食育調査官』NITS 食育指導者養成研修講義資料」